

# 軍事の視点から考える 敵基地攻撃論の問題点



ジャーナリスト

まえだ てつお  
前田 哲男

## はじめに

「安保法制」が施行されて、この3月29日で5年が経過した。別名を「戦争法」といわれる憲法破壊法が現実の力を有したことによって、「敵基地攻撃論」は「法理論争」から現実の政策へと変身した。

もともとをたどると、「自衛隊に敵基地攻撃能力を！」というテーマは、政府・自民党および改憲勢力にとって、いわば「乗り越えるべき最後の壁」として存在してきた経緯がある。それさえ崩せば、自衛隊は“ふつうの軍隊”となり、「交戦権の行使」に制約がなくなるとのもくろみだ。その意味で「敵基地攻撃論」は、「明文改憲」と表裏一体の関係にあった。

憲法前文にきざまれた、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し…」の一文には、どのような手段であれ（自衛＝専守防衛にもとづかない）「先制攻撃禁止」の意思が明確にこめられている。また9条

は、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と規定する。

だから、あらゆる世論調査で「9条改憲」の支持が少数派になったいま、改憲派がその論点を「交戦権禁止」の核心となる「先制＝敵基地攻撃能力保有」にずらして提起するのもふしぎではない。つまり、「敵基地攻撃論」は、9条ねじまげ解釈の極限であるとともに、べつのかたちをとった改憲論なのだ。この点をまず踏まえておきたい。

7年余にわたった安倍政権にとって、自衛隊の積極的活用は一枚看板の政策であった。「安保法制」（戦争法）による「集団的自衛権の行使容認」（2015年）、その直後に開始された「米艦防護」（2017年）と、日米間「軍・軍連携」ドクトリン、「日米防衛協力指針（ガイドライン）」合意（2015年）、そのもとでの「海自護衛艦の中東海域派遣」（2020年）などが、「安倍安保」の悪政として歴史にのこるだろう（ついでに、トランプ政権のアメリカ・ファーストに迎合した“兵器爆買い”も）。

つまるところ「安倍安保」とは、自衛隊の任

務・行動・権限を「宇宙、電磁波、サイバー領域」まで拡大、米軍と一体化させ、実質的な米軍指揮下の自衛隊に変形＝トランスフォーメーションさせたところに特質がある。

その仕上げ、あるいは“最後の悪政”となったのが、これからみていく「敵基地攻撃能力」を自衛隊に付与しようとする政策だ。実現すれば、自衛隊は憲法9条が明文によって禁じた「陸海空軍」そのものになる。実質的な改憲、とみなす理由はそこにある。安倍政権は退陣した。しかし後継・菅内閣および前首相の次弟・岸防衛相は、なお「政策の継承」を公言している。

3月16日に開催された「日米安保協議委員会」(略称「2+2」)において、中国を共通の敵とみなす共同発表文が出された(「台湾海峡の平和と安定の重要性」を強調している)。これも敵基地攻撃論、とりわけ「南西諸島ミサイル基地化」の加速要因となるのはまちがいない。

コロナ対策の不備にくわえ総務省汚職にもゆさぶられる菅政権に余力があるとは思えないが、追及の手をゆるめてはならない。

そこで以下、「敵基地攻撃論」の過去＝どこから来たのか、いま＝どう展開しているのか、未来＝変わるべき安全保障のかたちとはどのようなものか、について時間軸に沿いつつたどっていく。

## 鳩山見解「法理的」には可能

21世紀の政治舞台に「敵基地攻撃論」が浮上するのは、イーリス・アショア(地上発射型弾道弾迎撃システム)の導入が閣議決定された2017年12月以降、つまり、ここ数年の動きだ。しかし、根

底にある思想をさぐると、自衛隊が発足した1950年代からつづく論争にさかのぼる。安倍前首相がたびたび引用した“古典的な見解”は、1956年、鳩山一郎内閣はとやまいちろうによってなされた、60年以上まえの古いしろものだ。ひもとくと、憲法9条をめぐる国会論戦のなかから、つぎのような「内閣統一見解」がよみがえる(衆議院内閣委1956年2月29日)。

「わが国に対して急迫不正の侵害が行なわれ、その侵害の手段としてわが国土に対し、誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするところだというふうには、どうしても考えられないと思うのです。そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防御するのに他に手段がないと認められる限り誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であるというべきものと思います」

これがルーツといえる憲法解釈である。もちろん、大陸間弾道弾や中距離ミサイルが出現する以前の時代のことで、日本がICBM(大陸間弾道ミサイル)による脅威にさらされていたわけではない。その時期、「敵基地攻撃論」が国会でなされた背景には、陸・海・空3自衛隊が創設され(1954年)、いっぽうで「自主憲法制定」をかかげる自民党が政権の座につく(55年体制)。そうした政治情勢から、護憲政党に「憲法が危ない」とみなす危機意識が共有されていたからだ。ただし、この論争は、「自衛権の限界」をめぐる純粋な“法理解釈”に終始し、自衛隊の行動に影響するものではなかった。

その鳩山見解で「法理的には可能」、とのみ答弁されていた9条解釈を、安倍政権は一挙に「政策次元」に押しあげ、かつ、兵器レベルや「抑

止」という戦略（敵を威圧し行動を阻止する）にまで拡張させて「敵基地攻撃が可能な論拠」に仕立てあげ、21世紀の政治舞台によみがえらせたのである。

確認しておく、「鳩山見解」は3年後に岸内閣・伊能防衛庁長官により修正されている（衆議院内閣委1959年3月19日）。伊能答弁は、前段で「鳩山見解」をそのままぞるが、結論では「違憲」とみなした。

「…しかしこのような事態は今日においては現実の問題として起こりがたいものでありまして、こういう仮定の問題を想定して、その危険があるからといって平生から他国を攻撃するような、攻撃的な脅威を与えるような兵器をもっているということは憲法の趣旨とするところではない」

ここからも、首相はじめ自民党の解釈は、自分に都合のいい部分を抜きだしているにすぎない、とわかる。

## 2 再浮上の契機 「北朝鮮の核開発」

そのような経過をたどり、「敵基地攻撃」をめぐる「法理論争」は、いったん国会論戦の場から消えた。再燃するのは、21世紀になってのことになる。キーワードは、「北朝鮮による核・ミサイル開発の脅威」だった。

思いだしてみよう。1998年、2003年、2006年と、国民は「官邸発・北朝鮮ミサイル発射発表」に翻弄された。たびたび「弾道ミサイル落下時の行動について」の警報が流され、住民は、「国民保護法」や「Jアラート」にもとづく避難訓練に駆りだされた。

そんな状況のなか、「敵基地攻撃論」が「北朝

鮮のミサイル脅威」のレベルで主張されるようになる。鳩山見解——「敵基地攻撃は自衛の範囲」——を再評価する主張がつぎつぎに閣僚の口から発せられた。

火付け役となったのは、そのころ防衛庁長官の職にあった石破茂である。鳩山見解を引用しながら、「北朝鮮が東京を灰燼に帰すというふうに宣言をし、ミサイルを屹立させたということに相なるとすれば…」、そんな時代があった表現で切りだした石破長官は、つづけて「『東京を火の海にしてやる』という表明があり、その実現のために（ミサイルに）燃料を注入し始めたということになれば（日本への攻撃の）意図も明白。それは（攻撃の）着手というのではないかと指摘しつつ、「敵基地先制攻撃」を「検討に値する」と評価した（朝日新聞2003年1月25日）。

ついで3月27日の衆議院安全保障委でも、北朝鮮が弾道ミサイルを発射した場合、数分以内に着弾する、とのべつつ「日本国の独立と平和、国民の生命・財産を守るときに何が一番いいのかという責任ある議論は必要だ」と発言をかさねた。

おなじころ、防衛庁長官を2度つとめた額賀福志郎も、「先制攻撃容認論」に同調した。

「かつて鳩山内閣時代に『座して死を待つべし』というのが憲法の趣旨ではない」という考え方が認められていても、法律や装備で国民を守る施策が実行されたことはない。従来の憲法解釈では、相手が仕掛ける以前には原則として何の対処もできず、国民の犠牲を傍観することになりかねない、

こうのべて「敵基地追攻撃できる装備や法体系を整備すべき」と主張した。（東京新聞2003年4月30日夕刊）。

こうした党内世論に押された成果だろうか、2009年5月26日開催の自民党国防部会には次期



「敵基地攻撃」と大軍拡に反対する12・4学習会  
(2020年12月4日)

「防衛計画の大綱」に向けた党の提言案として、「座して死を待たない防衛政策としての策源地攻撃能力が必要」と明記した文案が議員に配布され、導火線に火がつく。

ここまでの「敵基地攻撃論」の、いわば「前史」にあたる部分である。

### 3 青天の霹靂 「イージス・アショア」

「安倍安保」の時代があらたなる発火点となった。それは2020年6月18日、首相による唐突な「敵基地攻撃発言」によってであった。その3日まえ、河野防衛相から「イージス・アショア導入計画の中止」が発表されたのをうけた記者会見での発言である。いきさつをみよう。

防衛省が計画した秋田県・新屋演習場と山形県・むつみ演習場に「イージス・アショア基地」を設置する案に、地元住民から燃えるような反対の声があがっていた。事前打診や地元説明もない突然の決定、両地住民には、文字どおり“青天の霹靂”と受けとめられた。秋田県民は、2019年7月の参議院選挙において「イージス基地反対」を公約にした統一候補者を選び、自民党現職は落選した。防衛省が計画を断念したのは、現地世論を説得できないと判断した結果だったのである。

断念発表から3日後になされた記者会見での「安倍発言」とは、要旨以下のようなものだ。

「抑止力とは何か。相手に例えば日本にミサイルを撃ち込もう、しかしそれはやめた方がいいと考えさせる、これが抑止力です。ミサイル防衛につきましても、例えば相手の能力がどんどん上がっていく中において、いままでの議論に閉じ籠っていいのかという考えの下に自民党の国防国会等から提案が出されています。我々も、そういうものも受け止めていかなければならないと考えています」。

首相発言は「敵基地攻撃能力」について具体的に言及しているわけでない。とはいえ、イージス基地断念のすぐあとに「抑止力」の有効性を強調し、くわえて、「いままでの議論に閉じ籠って」いない議論を提起したからは、メディアが「敵基地攻撃能力を含む安全保障政策の見直し」と報じたのも当然だった。

安倍首相の記者会見発言を受け、小野寺元防衛相による「検討チーム」が設置され、8月4日、同チームは「国民を守るための抑止力向上に関する提言」をまとめた。その結論は、

「弾道ミサイル等による攻撃を防ぐため、憲法の範囲内で、国際法を遵守しつつ、専守防衛の考え方の下、相手領域内でも弾道ミサイル等を阻止する能力の保有を含めて、抑止力を向上させるための新たな取組が必要である」(傍線は引用者)。

こんな内容である。読んですぐに、「迎撃」(イージス)がダメなら「攻撃」(相手領域内で阻止)に転換しよう、との意図とわかる。「憲法の範囲」、「専守防衛の考え方」が前提だとしながら、結論では、「相手領域内＝敵基地攻撃」がはっきり容認されている。首尾一貫しない、矛盾そのものの考えを両立させる詭弁というしかない。

この「安倍発言」および「小野寺提言」をきっかけに、「敵基地攻撃論」は、9条論争の最重要課題としてつきつけられるのである。

## 4 安倍辞任と「安倍談話」

思いがけない事態はさらにつづく。仕掛け人・安倍首相が8月28日、突然、辞意を表明したのである。だれもが「これで敵基地攻撃論は白紙になった」と受けとめた。だが、そうはならなかった。在任中に（厚かましくも）「談話」なるものを公表して（9月11日）、後継内閣（菅政権）に政策継続を要求する挙に出たのだ。

「安倍談話」は、前段で、地上イージス断念後の代替措置——結局、思いどおりに「イージス艦2隻の追加」となったが——に触れたのち、「敵基地攻撃論」についてつぎのようにのべる。

「…しかしながら、迎撃能力を向上させるだけで本当に国民の命と平和な暮らしを守り抜くことができるのか。そういう問題意識の下、抑止力を強化するため、新たな方針を検討してまいりました。これらについて、与党ともしっかり協議させていただきながら、今年末までに、あるべき方策を示し、わが国を取り巻く厳しい安保環境に対応していくことといたします」

辞職していく首相が、後継内閣に自分の業績を達成せよと申し送る、異様な執念というしかない。しかも「今年末までに、あるべき方策を示し」と期限まで切ったのである。

これら、安倍政権末期の3ヵ月に起きた事象をみていくだけで、めまぐるしい変転ぶりが把握できる。2020年6月から9月までに——防衛相

「イージス断念」発表～安倍「敵基地攻撃能力保有を表明」～自民党検討チーム「提言」発表～首相辞意表明～「談話」で後継内閣に政策継続要求——わずか3ヵ月間にこれほどの動きが連続した。いかに思い詰めていたかがわかる。

結局どうなったか。安倍後継・菅内閣による「敵基地攻撃能力」の展開は次節にみるが、菅首相は“忠実な後釜”の役割を果たした。菅内閣は12月18日開催の閣議で「新たなミサイル防衛システムの整備等及びスタンド・オフ防衛能力の強化について」とする文書を採択した。そこに「敵基地攻撃能力」という文字は見あたらない。では消えたのか。そうではない。文書は、

「自衛隊員の安全を確保しつつ、わが国への攻撃を効果的に阻止する」目的をもって、「脅威圏の外からの対処を行うためのスタンド・オフ防衛能力の強化のため…多様なプラットフォームの開発を行う」としている。

つまり「自衛隊員の安全」にことよせ、また「スタンド・オフ（脅威圏外からの対処）」という新用語を使っているが、中身は「敵基地攻撃」の言い換えにすぎない。新聞の見出しでは「棚上げ」、「先送り」と報じられたが、これは正確な報道といえない（ちなみに軍事用語で「スタンド・オフ」とは「遠隔攻撃」を意味する）。

## 5 忠実な番犬 菅内閣

ここまで、おもに安倍内閣にいたる「敵基地攻撃論の沿革」をみてきた。ならば菅政権はこの問題とどう向き合っているのかについて分析し、そのうえで結論として、護憲の立場から「敵基地攻撃論」にどう対峙<sup>たいじ</sup>していくべきか、を考えてい

く。

菅内閣の基本姿勢に安倍政権との違いはない、そう受けとめるのが妥当だろう。「敵基地攻撃能力」の文字こそ用いていないものの、「スタンド・オフ防衛能力」に用語を取り替えただけで、「安倍談話」を継承する路線から離れていない。その証拠に、12月18日閣議決定され、21年度防衛予算案には1148億円にのぼる関連の開発経費が計上されているし、防衛大臣に抜擢された安倍実弟の岸信夫も、「菅首相から抑止力強化のためのミサイル阻止」について指示された、と本音を隠さない。菅政権も、前首相の敷いたレールを——地元住民の反対と抗議にもかかわらず——着々と走っていると判断しなければならない。

21年度防衛予算（総額5兆3422億円）に盛りこまれた「敵基地攻撃兵器」関連の開発計画は以下のようなものだ。

- ・12式地对艦誘導弾の射程延伸（150kmから900km以上に射程が伸びる。予算額335億円）
- ・長距離巡航ミサイルJSM取得（F-35に搭載され射程500km 149億円）
- ・スタンド・オフ電子戦機開発（相手国のレーダーを無力化できる。100億円）
- ・護衛艦「いずも」の空母への改造（初の本格空母保有へ。203億円）
- ・F35B戦闘機取得（初の艦載戦闘機、空母「いずも」に搭載 259億円）
- ・総合ミサイル防空能力開発費（高速滑空弾等スタンド・オフ能力向上）1148億円

どれも、すぐに「敵基地攻撃」に使用可能な兵器ばかりである。射程900kmというと国際条約上「中距離ミサイル」のカテゴリーに分類される。2年まえまで「INF（中距離核戦力禁止）条

約」で禁止されていた兵器だ（ただし、自衛隊の「12式延長型」に核弾頭はつかないので射程だけの比較だが）。

JSMミサイル（対艦/対地/巡航ミサイル）も、空母「いずも」にF35B戦闘機を搭載して前方に進出させると、「敵基地攻撃能力」が発揮できる能力をもつ。

これら新兵器が、目下「南西諸島防衛構想」として建設中の奄美大島～石垣島～宮古島をつなぐミサイル基地のどこかに配備されるならば、朝鮮半島全域はもちろん、中国沿海部の上海、大連さえも攻撃できるようになる。表向きは「防衛の空白地域を埋める」という名目をかかげつつ、実際の意図は「中国包囲網」の一環となることはまちがいない。以下の部隊が配置される。

- ・奄美駐屯地、同島瀬戸内分屯地（2019年3月開隊 500人） 主装備—03式中距離防空用地対空誘導弾（中SAM） 12式地对艦誘導弾（巡航ミサイル）
- ・石垣駐屯地（2019年着工） 主装備—03式 12式 23年度開隊予定
- ・宮古駐屯地（2019年3月開隊 800人） 主装備—03式 12式
- ・自衛隊馬毛島基地（計画中） 種子島に隣接する無人島を全島買収（160億円）。ここに滑走路2本をはじめ陸海空自衛隊の出撃・計練拠点をつくる。

2021年度予算案には、奄美・石垣・宮古駐屯地への「隊舎・火薬庫等整備」として432億円が充てられる。現実にこのような「敵基地攻撃能力」が整備中なのである。とても“棚上げ”や“先送り”などとみなすことはできない。

## 6

### 自衛隊員の安全？

こうみていくと、菅政権により現実に進められている「スタンド・オフ防衛能力」とは、安倍・敵基地攻撃政策の継承・発展型にほかならないと把握できる。それを「自衛隊員の安全を確保しつつ、攻撃を効果的に阻止する」などという表現に置き換えることで、あたかも別もののようにみせかけているだけだ。そこには「住民の安全」を配慮する気持ちなど、まったく感じられない（「国民の安全と安心」が口癖の首相なのに）。

菅首相は、奄美、宮古、石垣の島々に、合計すれば15万人以上もの住民が生活している現実を理解していないのだろうか？ また「沖縄戦」で兵士を上まわる住民（12万人以上）が犠牲となった事実を知らないのか？ 悲惨このうえない沖縄戦の記録を読まなくとも、現代戦が、レーダー基地やミサイル基地への先制攻撃により開始される現実、イラク戦争やアフガニスタン攻撃をつうじて、若者世代にも想像できよう。奄美、宮古、石垣に住む人たちの「安全と安心」はどうなるのか？ 「抑止」が破たんすると、これら島々はただちに攻撃対象となる。飛来するミサイルに核弾頭がついていなくとも、小さな島に住む人が巻き添えとなるのは避けられない。

「自衛隊員の安全」を無視せよとはいわない。しかし隊員は、入隊にあたり「事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います」と宣誓した人たちである。警察官や消防官とおなじく「危険な職業」であると知ったうえで入隊した。

いっぽう、奄美、宮古、石垣の住民にとっては（秋田、山口のイージス基地周辺と同様に）ミサイル基地設置が“中央の決定”として降ってくるまで、なにも知らされていなかった。

「地元住民の安全」には配慮しようとせず、「自衛隊員の安全」を理由にミサイル基地建設を押し進める「菅流・敵基地攻撃」の手法は、前任者とまったく変わらない独善に満ちている。弱者切り捨ての政治が、ここにもある。

## 7

### 専守防衛から遠く離れて

「敵基地攻撃」が、憲法9条に反する自衛隊の任務であるのはいままでもないが、そのみででない。自民党政権下でも長く維持されてきた「専守防衛」という基本政策（いまも“たてまえ”ではそうなっている）、その原則と真逆の関係にある事実についても知っておきたい。

「専守防衛」という文字が、はじめて「防衛白書」に登場したのは1970年版のことだ。そこではこう定義されていた。

「わが国の防衛は、専守防衛を本旨とする。専守防衛は、憲法を守り、国土防衛に徹するという考え方である。専守防衛の防衛力は、わが国に対する侵略があった場合に、国の固有の権利である自衛権の発動により、戦略守勢に徹し、わが国の独立と平和を守るためのものである。したがって防衛力の大きさおよびいかなる兵器で装備するかという防衛力の質、侵略に対処する場合いかなる行動をするかという行動の態様等すべて自衛の範囲に限られている。すなわち、憲法を守り、国土防衛に徹するという考え方である」。

つづけて、自衛隊が保有できる兵器にも限界を

もうけ、「憲法上の限界」として、

「他国に侵略的な脅威を与えるようなもの、たとえば、B52のような長距離爆撃機、攻撃型航空母艦、ICBM等は保持することができない」。

としている。この2点に照らしても、「敵基地攻撃」が「専守防衛」と相反するものであることは明白だろう。つまり、さきにみた「小野寺検討チーム」にいう「専守防衛下の敵基地攻撃（相手領域内で攻撃を阻止する）」とは正反対の防衛構想となる。

1976年、<sup>みき</sup>三木内閣の時代に制定された「防衛計画の大綱」と、そこで採用された「基盤的防衛力構想」という政策をみると、両者の違いさらにはっきりする。専守防衛下の自衛力としてしめされた「基盤的防衛力」というありかたは、「組織上も配備上も隙がなく」、「均整の取れた態勢を維持し」、「平時において十分な警戒態勢をとりうる」とともに、「限定的かつ小規模な侵略までの事態に有効に対処する」、そのための実力として自衛隊を位置づけた（1977年版防衛白書）。すなわち、日本が侵略されそうな危機に抵抗する「拒否力」としての自衛力、そのための組織・自衛隊である。侵略排除のための実力であり、それ以上の存在ではない。

安倍政権が強行採決した「15年安保法制」によって、専守防衛の自衛隊は決定的に突き崩された。いわゆる「集団的自衛権の行使容認」である。

その現実を「改正自衛隊法」の条文でみると、第3条（任務）から、従来あった「直接侵略および間接侵略に対し我が国を防衛する」の字句が削除され、結果、「侵略拒否力・自衛隊」の存在意義があいまいになった。また76条（防衛出動）に、「わが国と密接な関係にある他国に対し武力攻撃が発生」（それがアメリカを指しているのは

いうまでもない）の文言が追加され、それにより「アメリカの戦争」に「米軍とともに戦う」自衛隊の役割がいつそう露骨なものとなった。

さらに、95条には「合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用」を容認する条文も追加された。「米艦（航空機）護衛任務」任務である（同任務だけで、改正自衛隊法施行後、2017年2件、2018年16件、2019年14件、2020年25件をかぞえる）。それだけ日米の軍事力が一体化した、というより戦争に近づいたというべきだろう。米艦と共同行動中に戦闘が発生すれば、自衛艦は自動的に参戦せざるを得ない。

## INF条約をもたらした「草の根のうねり」

とめどなく進行する自衛隊の領域外行動と日米一体化。では、いかにして危険な流れを押しとどめられるか？ それには80年代ヨーロッパの民衆運動が参考になるだろう。国境を越えた草の根のたたかいが「INF（中距離核戦力）全廃条約」に結実した、その成果に学ぶことである。この条約は（2019年、トランプ政権の離脱通告により）消滅したが、教訓はいまも消えない。

1970年代末にさかのぼる。当時のソ連が新世代ミサイルSS-20を配備しはじめた。その射程は欧州全域をすっぽりと取め、しかも複数弾頭・移動型発射なので事前探知は困難、破壊力も計り知れない。西側欧州の人びとは恐怖した。ちょうど「北朝鮮のテポドン」におびえる昨今の日本とよく似た状況だ。

SS-20に対抗すべくNATO（北大西洋条約機構）諸国政府は、アメリカ製「パーシングII弾道ミサイル」と「地上発射型トマホーク巡航ミサイル」



を西ドイツ、イギリス、ベルギー、オランダ、イタリアに配備すると決定した。SS-20を撤去せよ、さもなくば相応兵器で対抗する、という戦略である。1983年末からトマホークとパーシングⅡの西欧配備がはじまった（ここも「INF条約廃棄後」の東アジア情勢とよく似ている）。

これに反対して全ヨーロッパをつつんだのが「反核草の根のうねり」といわれる民衆の立ちあがりだった。イギリスでは、基地フェンスに自分の身体を縛りつけて巡航ミサイル搬入にあらがう「グリーンナムコモンの女たち」があらわれ、オランダでは反対デモに現役将校・兵士や王家の一員もくわわった。西ドイツで100万人が参加した反対集会もおこなわれた。人びとは、政府が宣伝するprotect and survive（防衛して生き残れ）を一字だけ置きかえてprotest and survive（抗議して生き残れ）をスローガンとした。「オイローシマ」（ヨーロッパとヒロシマの合成語）が運動をつなぐ合言葉となって、国境を越え、さらに東西の体制をも乗りこえ共有された。

米・ソ両国が、いったん配備済みの中距離核ミサイルを全廃するという「INF条約」に調印（1987年）したのは、こうした民衆の立ちあがりがあったのだから。調印者はアメリカのレーガン大統領とソ連・ゴルバチョフ書記長だった。しかし「草の根の民衆」の活動があってこそ史上初の「ミサイル全廃条約」はもたらされたのである。

いま、それと似た状況に東アジアが覆われている。北朝鮮、中国と日本に対する当事者は変わった。だが問題の本質は同一である。「ミサイルに敵基地攻撃を」で対抗するのではなく、1980年代欧州とおなじように「ミサイルのない東アジア」をよびかけ、実現させる方策が必要なのではないか？「専守防衛」とは、本来そのような構えであるはずだ。日本が主導して北朝鮮、中国に「東

アジア INF 条約」締結を提唱する、自民党政府が同調しなければ、そのような政権をつくりだす、そこに護憲側の役割——「ミサイル vs 敵基地攻撃」による際限ない軍拡の応酬から抜けだす課題設定——があるといえよう。



## おわりに 憲法が規定した安全保障政策の復権を

2021年1月22日、「核兵器禁止条約」が発効した。ヒバクシャが待ち望んでいた条約だ（もっとも、核保有国はそろって無視を決めこんだが）。同条約が国際条約になったことで、核兵器は「実験、製造、生産または獲得、保有、貯蔵」すべての面で国際法違反の存在となった。ここに21世紀の国際潮流、そして人類の未来が指しめされた。

禁止されたのは核兵器という「モノ」だけでない。条約第1条dの規定によれば、核兵器の製造や使用にくわえ、「核兵器を使用するとの威嚇」もまた、違法となった。「使用の威嚇」とは、すなわち「核抑止政策」とよばれる「思想」である。いざとなれば核攻撃するという威嚇をちらつかせる政策、これも条約違反となる。前にみた「小野寺提言」のもとめる「抑止・対処力」が、これにあたる。日本は核保有国ではない。しかし、アメリカの“核の傘”＝拡大抑止政策に依存する政策をとっている。その“核の傘”枠内であっても、抑止力を向上させようとする政策追求は、条約の精神に反するものとみなされよう。そこから判断しても「敵基地攻撃能力」の保有政策は、核兵器禁止条約に反し、かつ国際潮流に逆行する時代錯誤の産物といわなければならない。

日本国憲法は、前文で、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの生存と安全を保持しようと決意した」と宣言している。こんにち「共通の安全保障」として知られる「ウィン・ウィン型安全保障」の源流である。EU各国やASEAN諸国の——軍備廃絶にはいたっていないが——近隣国を敵視しない国防政策に、それは具現化されている。かつて“宿敵”といわれたドイツとフランスの協調ぶりをみれば、日本と中国の「尖閣問題」など小さな問題にすぎない、と受けとめられる。

また、憲法前文には、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」というくだりもある。これはいま「人間の安全保障」とよばれる安全保障の国際潮流だ。コロナ時代にあって「全世界の国民がひとしく共苦」している試練でもある。ウィルスという意味のない微生物に「抑止力」は意味をなさない。ワクチンの普及と特效薬開発、そして衛生面での国際協力など「人間の安全保障」によってのみ達成できる。ここにも軍事力の出る幕はない。

結論をいえば、「敵基地攻撃」論に対抗できる方策は、「専守防衛」を憲法前文の理念下に再生させ、それを9条につないでいく構想しかないだろう。

外交政策では——ミサイルにはミサイルを、の  
際限ない軍拡競争に走るのではなく——ミサイルそのものを廃絶させる「東アジア INF 条約」締結や「北東アジア非核地帯条約」実現がそれにあたる。また国内政策として、「領域横断・宇宙・サイバー」へと突き進む自衛隊を「専守防衛」の枠組みに引きもどす説得的なプロセス、具体的なその目標とロードマップを、護憲勢力の側がいか  
にすばやく、かつ説得的な政策にして提起できるかにかかっている。そのような対抗構想、いわば専守防衛の“見える化”こそが切望されているのである。

「安保法制」＝「戦争法」施行から5年目の意味を、同法廃止への決意、再確認の場として受けとめたい。

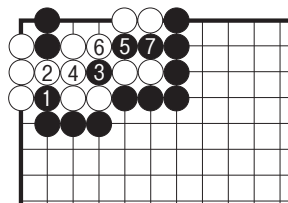
**まえだ てつお** 1938年福岡県生まれ。長崎放送で10年間記者をつとめたのち71年よりフリー・ジャーナリストとして自衛隊、基地問題などで活動。70年代に米核実験によるミクロネシア住民被害を取材、『棄民の群島』（時事通信社79年）、80年代、日本軍の「重慶爆撃」を、軍資料と証言で記録した『戦略爆撃の思想』（朝日新聞社87年）などを刊行。ほかに『自衛隊は何をしてきたのか?』（筑摩書房）、『ぼくたちの軍隊』（岩波ジュニア新書）、岩波小辞典『現代の戦争』編集など多数。最新刊は『敵基地攻撃論批判』（立憲フォーラム）。

### 詰碁・詰将棋の解答と解説

#### 詰碁の解答と解説

解答 黒先、白死。

解説 黒1から3、5が手順の攻めで、白6に黒7で解決です。黒1で単に3は白6で生があります。



#### 詰将棋の解答と解説

解答 ♠1二香成△同玉♠1三金△1一玉♠2一桂成△同玉♠3三桂不成△同金♠2二金打まで九手詰。

解説 すぐ金を取る♠2一桂成では△同玉♠1二香成に△3一玉で逃げられてしまいます。正解は♠1二香成で今度△3一玉は♠4一金で大丈夫です。△1二同玉にはまず♠1三金と押さえてから♠2一桂成と質駒を取り、△同玉に♠3三桂不成が常用の手筋で締めくくります。